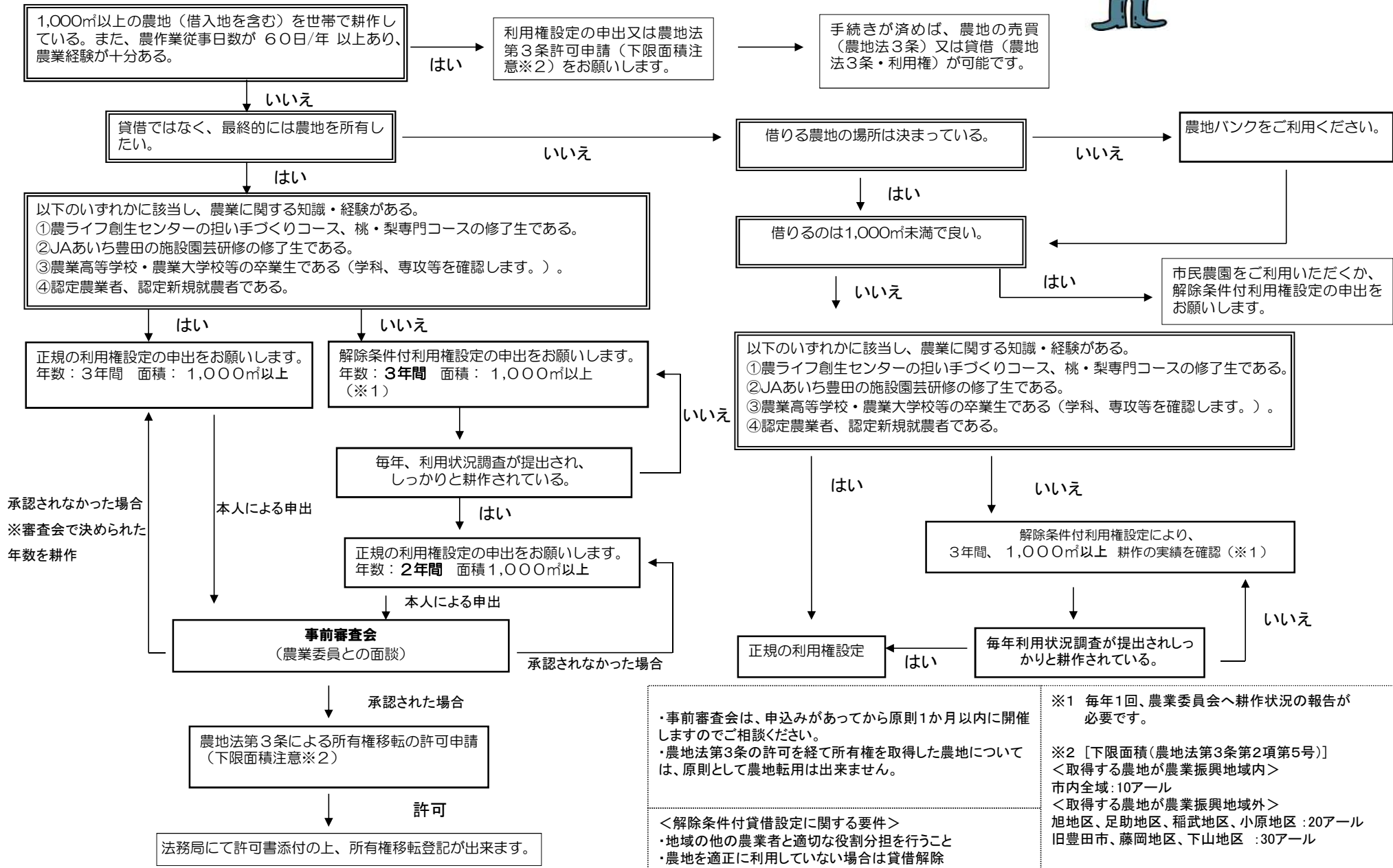


新規就農者(個人)が農地を借りる・買うには



令和3年 6月
 豊田市役所 農政企画課
 豊田市農業委員会
 電話:0565-34-6639
 FAX:0565-33-8149

スタート



・事前審査会は、申込みがあってから原則1か月以内に開催しますのでご相談ください。
 ・農地法第3条の許可を経て所有権を取得した農地については、原則として農地転用は出来ません。

＜解除条件付貸借設定に関する要件＞
 ・地域の他の農業者と適切な役割分担を行うこと
 ・農地を適正に利用していない場合は貸借解除

※1 毎年1回、農業委員会へ耕作状況の報告が必要です。

※2 [下限面積(農地法第3条第2項第5号)]
 <取得する農地が農業振興地域内>
 市内全域:10アール
 <取得する農地が農業振興地域外>
 旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区:20アール
 旧豊田市、藤岡地区、下山地区:30アール